

外资三法合一，
中国《外国投资法（草案征求意见稿）》及其对外
商投资企业的影响简析

2015 年 01 月 19 日，中国商务部发布了《[中华人民共和国外国投资法（草案征求意见稿）](#)》（以下简称“《外国投资法草案》”），将中国《外资企业法》、《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》“三法合一”。如果该《外国投资法草案》最终生效成为法律，将结束现行外商投资法律的分散立法模式，对整个外资管理体制产生重要而深远的影响。本文拟对《外国投资法草案》进行初步评析，简要介绍修改原因及重要内容、反映的中国政府对于外国投资的管理趋势、以及生效后对现有外商投资企业的可能影响等。

一、修改原因及重要内容

根据中国商务部对《外国投资法草案》所做的说明，修改原因如下：一是现行外商投资法律确立的逐案审批制管理模式已不能适应构建开放型经济新体制的需要，不利于激发市场活力和转变政府职能；二是现行外商投资法律中关于企业组织形式、经营活动等规定和《公司法》等有关法律存在重复甚至冲突；三是外资并购、国家安全审查等重要制度需要纳入外国投资的基础性法律。

目前公布的《外国投资法草案》分为 11 章，共 170 条，分别就外国投资者和外国投资定义、准入管理制度、国家安全审查制度、信息报告制度、投资促进、保护制度、法律责任等多个方面做出了规定。其中，对现行外商投资法律中所做的重大变革内容包括：

1. **统一外商投资企业类型**：与现行外商投资法律有所不同，《外国投资法草案》不再对外商投资企业的组织形式进行规范，外商投资企业将与中国国内企业一样，在公司设立、治理、清算和其他公司事务方面统一适用《公司法》、《合伙企业法》和《个人独资企业法》等法律。
2. **构建负面清单制度**：外国投资者在中国境内投资享有国民待遇；中国实行统一的外国投资准入许可制度，除依据特别管理措施目录（负面清单）实施管理的禁止或限制外国投资的领域或投资金额，外国投资进入均不需要经过中国商务部门的批准。
3. **强化国家安全审查**：在现行[《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制](#)

外資三法が1つにまとめられる
中国「外国投資法（草案意見募集案）」およびそれが外
商投資企業に及ぼす影響を簡潔に分析する

2015 年 1 月 19 日、中国商務部は「[中華人民共和國外國投資法（草案意見募集案）](#)」（以下「外國投資法草案」という）を公布し、中国「外資企業法」、「中外合資經營企業法」、「中外合作經營企業法」の三法が1つにまとめられた。当該「外國投資法草案」が最終的に発効し法律となった場合、現在の外商投資関連法律が分散した立法方式は終了し、外資管理体制全体に重要で深い影響を及ぼすことになる。本文では「外國投資法草案」について初期評価分析を行い、改正理由および重要内容、反映される中国政府の外国投資に対する管理姿勢、及び発効後の現有外商投資企業に及ぶと思われる影響などを簡潔に紹介する。

一、改正理由および重要内容

中国商務部が「外國投資法草案」について行った説明によれば、改正理由は以下の通りである。一つ目は、現行の外商投資関連法律で確立された案件毎の審査許可制管理方式が、既に開放型経済新体制構築の需要に適応できず、市場の活性化および政府機能の転換に不利であること。二つ目は、現行の外商投資関連法律における企業組織形態、経営活動などに関する規定が「会社法」などの関連法律と重複しており、更には不一致が存在すること。三つ目は、外資の買収、国家安全審査などの重要な制度を外国投資関連基本法に組み入れる必要があることである。

現在公布されている「外國投資法草案」は 11 章、計 170 条に分かれており、それぞれ外国投資者および外国投資の定義、参入管理制度、国家安全審査制度、情報報告制度、投資の促進、保護制度、法的責任などの多方面について規定を設けている。そのうち、現行の外商投資関連法律について行われた重大な変革内容は以下の通りである。

1. **外商投資企業分類の統一**：現行の外商投資関連法律と異なる点として、「外國投資法草案」では、以後、外商投資企業の組織形態に対する規範化を行わず、外商投資企業は中国国内企業と同じく会社設立、管理、清算およびその他の会社業務の面で統一的に「会社法」、「パートナーシップ企業法」および「個人独資企業法」などの法律が適用される。
2. **ネガティブリスト制度の構築**：外国投資者の中国国内における投資は内国民待遇を享受する。中国は統一的な外国投資参入許可制度を実施し、特別管理措置目録（ネガティブリスト）に従った管理が実施され外国投資を禁止または制限している分野もしくは投資金額を除き、外資の参入はいずれも中国商務部門の許可を必要としない。
3. **国家安全審査の強化**：現行の「外國投資者による国内企業買収の安全審査制度構築に関する

度的通知》(2011年)的基础上,扩大了国家安全审查制度的适用范围,并设置、规定了较为完整的安全审查流程、安全审查主体以及区分性安全审查意见。

4. **建立信息报告制度:** 具体形式包括初始报告、变更报告、年度报告、季度报告等;外国投资者或外国投资企业在实施投资前或实施投资后一定期限内须通过外国投资信息报告系统主动报告。

二、反映的中国政府对于外国投资的管理趋势

1. **投资环境愈加开放、透明:** 自2013年以来,上海自由贸易试验区已率先采取负面清单制度,并提出在负面清单之外的领域,有关外商投资企业的商务审批停止实施而改为备案管理。此次,《外国投资法草案》更进一步开放,凡是在负面清单之外的领域进行投资无需任何事前备案或审批,后续的监督、管理更多是通过信息报告制度实施。这表明,外国投资者面对的投资环境愈加开放、透明。

2. **中国商务部门将更多介入外国投资活动:** 以往,中国商务部门仅负责外国投资准入前的审批,后续的监督、检查等更多是由工商部门完成,商务部门在外国投资活动中扮演的角色相对比较消极。《外国投资法草案》专门增设了监督检查制度,并规定了一整套检查、调查的制度和程序,甚至包括举报、实地调查以及事后处罚等内容。这表明,商务部门将由事前监管走向事后监管,更多介入外国投资活动。

三、生效后对现有外商投资企业的可能影响

1. **变更企业组织形式、组织机构:** 在《外国投资法草案》生效三年内,如果现有外商投资企业组织形式、组织机构与《公司法》、《合伙企业法》等法律规定不一致,需要予以调整;但若既有经营期限在该法生效后三年内届满且拟延长经营期限的,则应在企业既有经营期限内进行变更。即,取消中外合资经营企业、中外合作经营企业、外资企业的分类,同时按照《公司法》的要求,设立股东会/股东、董事会/执行董事、监事会/监事等组织机构。
2. **适用准入许可制度:** 生效后,如果现有外商投资企业属于《外国投资法草案》规定的需申请

的国务院令公布的通知》(2011年)に基づき、国家安全審査制度の適用範囲を拡大し、整備された安全審査手順、安全審査主体および区分された安全審査意見を設置、規定した。

4. **情報報告制度の構築:** 具体的な形式には、初期報告、変更報告、年度報告、四半期報告などが含まれる。外国投資者または外国投資企業は、投資実施前または投資実施後の一定期限内に外国投資情報報告システムを通じて自主的に報告しなければならない。

二、反映される中国政府の外国投資に対する管理姿勢

1. **投資環境の更なる開放、透明化:** 2013年以降、上海自由貿易試験区では既に率先してネガティブリスト制度を採用し、ネガティブリスト以外の領域において、外商投資企業に関する商務審査許可の実施を停止して届出管理へと変更することを提起している。今回、「外国投資法草案」は更なる開放を進め、ネガティブリスト以外の領域への投資であれば、いかなる事前の届出または審査許可も必要とせず、後続の監督、管理の多くは情報報告制度を通じて実施される。これは、外国投資者が直面する投資環境が更に開放され、透明化することを意味する。

2. **中国商務部門の更なる外国投資活動への介入:** これまで、中国商務部門は外国投資参入前の審査許可のみに責任を負い、後続の監督、検査などのより多くの部分は工商部門が行っており、商務部門が外国投資活動において果たす役割は相対的に消極的であった。「外国投資法草案」は監督検査制度を個別に増設し、整備された検査、調査に関する制度と手順を規定しており、更には告発、实地調査および事後の処罰などの内容までも含まれている。これは、商務部門が事前の監督管理から事後の監督管理へと、外国投資活動により多く介入することを意味する。

三、発効後の現有外商投資企業に及ぶと思われる影響

1. **企業組織形態、組織機構の変更:** 「外国投資法草案」が発効してから三年以内に、現有外商投資企業の組織形態、組織機構が「会社法」、「パートナーシップ企業法」などの法律規定と一致しない場合は、調整しなければならない。なお、既存の経営期限が当該法発効後三年以内に期間を満了し且つ経営期間を延長する予定である場合、企業の既存の経営期限内に変更を行わなければならない。即ち、中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資企業の種類は廃止され、同時に「会社法」の要求に従って、株主会/株主、董事会/執行董事、監査役会/監査役などの組織機構を設置することになる。
2. **参入許可制度の適用:** 発効後、現有外商投資企業が「外国投資法草案」の定める参入許可

准入许可的行业或投资金额范畴,那么,在不改变原批准的经营范围、期限和其他条件的前提下,无需再申请准入许可,但如果现有外商投资企业变更经营范围、增加投资金额后属于或达到准入许可适用的情形或标准的,则需申请准入许可。

3. **履行信息报告义务:** 虽然《外国投资法草案》未做出明确规定,但考虑到信息报告制度将成为今后商务部门监督、检查外国投资活动的主要渠道与途径,现有外商投资企业理应同样适用该制度。但是,该报告制度可能与现行的工商部门的企业年度报告公示制度重叠,两者如何衔接、共存,值得关注。

四、生效需履行相应的立法程序

根据中国法律的立法流程,中国商务部完成社会公众意见征求后将《外国投资法草案》做出修改完善,之后提交国务院审议,再由国务院报全国人大常委会表决通过。由于外国投资牵涉利益复杂、涉及部门广泛,某些重大问题仍存有争议,目前来看,到正式立法及公布施行还尚待时日。外国投资者有足够的时间来理解、评估中国将要采用的新的外资管理体制,对未来在华投资和运营做出合理的规划与安排。

(里兆律师事务所 2015 年 03 月 27 日编写)

の申請を必要とする業種または投資金額の範疇に該当する場合、既に許可されている経営範囲、期間およびその他の条件を変更しない前提であれば、改めて参入許可を申請する必要はないが、現有外商投資企業が経営範囲の変更、投資金額の追加を行った後、参入許可が適用される状況に該当し、または基準に達するのであれば、参入許可申請を行う必要がある。

3. **情報報告義務の履行:** 「外国投資法草案」は明確な規定を設けていないが、情報報告制度が今後商務部門の行う外国投資活動の監督、検査の主要ルートと手段になることを考慮すれば、現有外商投資企業も同様に当該制度を適用しなければならないと思われる。ただし、当該報告制度は現行の工商部門の企業年度报告公示制度とも交錯すると思われるため、両者がどのように関連し共存するかは注目しなければならない。

四、発効までに履行しなければならない関連立法手順

中国法の立法手順によれば、中国商務部はパブリックコメントを求めた後、「外国投資法草案」に対し修正改善を行い、その後國務院へ提出して審議を行い、改めて國務院から全国人民代表大会常務委員会に報告され表決可決となる。外国投資にかかわる利益は複雑であり、関連する部門も多く、一部の重大問題においては未だ論争が存在するため、現在のところ、正式立法および公布施行までには時間がかかると思われる。外国投資者には中国が採用しようとしている新たな外資管理体制に対する理解、評価を行い、将来の中国における投資および運営について合理的な計画と手配を行うための十分な時間が残されている。

(里兆法律事務所が 2015 年 3 月 27 日付で作成)